

平成20年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級1級の障害基礎年金に加え、障害等級1級の障害厚生年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、脳梗塞(以下「本件脳梗塞」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害厚生年金及び障害基礎年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、請求人の代理人が前記裁定請求を障害基礎年金の裁定請求に切り換えることに同意したとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件脳梗塞の初診日は、平成〇年〇月〇日と認定した上で、障害等級1級の障害基礎年金を裁定した。
- 3 請求人は、前記2の裁定請求の切換えは前妻が請求人の同意を得ないで勝手にやったことであるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、再度社会保険庁長官に対し、障害給付の裁定を請求した。
- 4 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件脳梗塞の初診日(平成〇年〇月〇日)において厚生年金保険の被保険者(以下「厚年被保険者」という。)であった者に該当しないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

請求人の不服の理由は、本件脳梗塞は、平成〇年〇月〇日に初診日のある糖尿病

(以下「本件糖尿病」という。)に起因するから、その日において厚年被保険者であった同人に對し障害等級1級の障害厚生年金が支給されるべきである、ということである。

第3 問題点

- 1 国民年金法(以下「国年法」という。)第30条第1項及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第47条第1項は、障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき初めて医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)の診療を受けた日(初診日)において、厚年被保険者であった者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日(障害認定日)において、その傷病により国年令別表に定める程度の障害の状態にあるときは、障害給付を支給する、と規定している。

なお、その傷病の発病日が昭和61年4月1日前にある場合は、当該発病日において厚年被保険者であればよい、とされている(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第67条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第78条第1項)。

また、国年法第30条の2第1項及び厚年法第47条の2第1項は、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同日後障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、障害厚生年金及び障害基礎年金(障害等級が1級又は2級の場合に限る。)の支給を請求(事後重症請求)することができる、と規定している。

- 2 本件の場合、本件糖尿病の初診日が平成〇年〇月〇日であることについては、当事者間に争いがないと認められ、また、後記資料3から、その日において請求人が厚年被保険者であったことは疑いがな

い。また、保険者が本件脳梗塞の初診日であるとした平成〇年〇月〇日において請求人が厚年被保険者でなかったことも、明らかである。本件においては、社会保険庁長官が、本件糖尿病と本件脳梗塞の因果関係を否定して障害給付の支給を認めなかつたことにつき、同人は不服としているのであるから、本件の問題点は、まず、本件糖尿病と本件脳梗塞の間に相当因果関係があると認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 社会保険庁では、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)を定めているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものであるところ、認定基準の第1「一般的事項」には、初診日及び相当因果関係について、次のような趣旨の記載がある。

- ① 初診日とは、障害の原因となつた傷病について初めて医師等の診療を受けた日をいい、障害の原因となつた傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が初診日となる。
- ② 相当因果関係とは、ある行為(事象)からそのような結果が生じるのが経験則上通常である場合に認められるものである(例えば、糖尿病と糖尿病性網膜症又は糖尿病性腎不全、腎炎と慢性腎不全など)。

(2) そこで、認定基準に照らして、請求人に係る本件糖尿病と本件脳梗塞との間に相当因果関係が認められるかどうかを検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日に初診日が認められる本件糖尿病が原因と

なって本件脳梗塞が発症したと申し立てているところ、確立された医学的知見によれば、脳梗塞は、動脈硬化によって、脳動脈血管の内腔の狭窄ないし閉塞をきたして発症するものであり、その動脈硬化の成因としては、糖尿病以外に、脂質代謝異常、高血圧症、喫煙、肥満等の誘因(危険因子)が複合関与していることが疫学上知られているところ、これら危険因子の動脈硬化・脳梗塞発症への関与の機序は十分明らかにされておらず、危険因子の中で糖尿病の帶有する危険度が際だって高度であり、糖尿病患者については脳梗塞が通常予想される帰結であるといいうものではない。

本件糖尿病が本件脳梗塞を発症させる危険因子のひとつであった可能性は認められるものの、脳梗塞の発症機序は上記のごとくいまだ不明な点が多く、かかる場合に、請求人につき本件糖尿病が原因となって本件脳梗塞が発症したという相当因果関係を認めるこことは困難といわざるを得ない。

(3) そうすると、本件糖尿病の初診日をもって本件脳梗塞の初診日とするこことはできず、本件脳梗塞の初診日(平成〇年〇月〇日)において請求人が厚年被保険者でない場合には、障害厚生年金は支給されないことになり、同日において厚年被保険者でなかつた請求人に障害給付を支給しないとした原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。